

Q 事業計画の磨き上げとは何ですか。

A 提出のあった周遊ルート構築計画を事務局で審査し、効果的な周遊ルートを構築できる可能性がある判断した案件について、観光の専門家を含む事務局と、提出事業者との間で協議を行い、計画がより良い内容となるよう行う内容のブラッシュアップを指します。磨き上げの後に、三重県による最終審査を行います。

Q 提出から補助を受けるまでのスケジュールを教えてください。

A 以下のスケジュールを想定しています。

- ・提出期間：5月15日（月）～6月9日（金）
- ・採択結果公表：6月下旬目途
- ・交付申請：7月以降
- ・交付決定：8月以降予定
- ・事業完了：2月末まで

Q 計画の応募要件を教えてください。

A 応募対象者は以下のとおりです。

- ① 計画に関連する自治体又は観光協会
- ② 計画に関連するマーケティング・マネジメントを行う観光地域づくり法人（DMO又はその候補として観光庁長官の登録を受けている法人）
- ③ 計画に参加する複数（原則として5法人以上）の民間事業者・団体

※ ※いずれの場合においても、参加者に「宿泊施設の高付加価値化」（補助事業）を行う宿泊事業者（2施設以上）を含む、補助対象施設が5施設以上参画することを必須とします。

Q 計画の申請はどのように行うのですか。

A 公募要項6ページに記載の様式1～3に必要事項を記載のうえ、[mie-round-trip@tohmatsumi.co.jp](mailto:mie-round-trip@tohmatsumi.co.jp)宛にメールに添付する形式で提出してください。なお、メールでの提出が困難な場合は事務局までご相談ください。

Q 伴走支援とは何ですか。

A 計画の提出から事業終了後の精算まで、事務局にて実施する様々な支援をいいます。主な支援は以下のとおりです。

- ① 計画の磨き上げ
- ② 周遊ルートの商品化に向けた包括的アドバイス
- ③ 周遊ルートのプロモーション支援

Q 計画選定の観点は何ですか。

A 周遊ルート構築計画全体については、以下の2点に基づき評価を行います。

①誘客コンセプトの設定（設定しているコンセプトは、地域の現状や特性等を踏まえた適切な内容となっているか）

②構築を行う周遊ルートの具体性・妥当性

また、個別の事業については、以下の3点に基づき評価を行います。

①コンセプト、ターゲットとして設定する旅行者の一貫性（個別事業において実施する改修や実証実験が、計画全体における誘客コンセプトに沿っているか）

②事業内容の優位性（個別事業において実施する改修や実証実験が、どのようにその地域における滞在価値の向上、長期滞在促進や生産性向上（オペレーション改善など）などに繋がっているか）

③その他従業員の待遇改善効果など（個別事業において実施する改修や実証実験により、それに従事する労働者にどのような利益がもたらされるか）

※ 詳しくは、公募要項 12～13 ページをご覧ください。

Q 観光施設とは具体的に何を指すのですか。

A 飲食店、土産物店、体験施設などを想定しています。疑問のある施設については事務局までお問い合わせください。

Q 交付申請の手続きについて教えてください。

A 交付申請の詳細については、6月以降にご案内します。

Q 事業報告の詳細について教えてください。

A 事業報告の詳細については、6月以降にご案内します。

Q 精算はどのようにして行うのか教えてください。

A 見積書、契約書、領収書などの証憑や写真をご提出いただくことになります。詳細については6月以降ご案内いたします。

Q 事業費の仮払いなどは可能か。

A 補助金の精算は後払いです。